

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の実施状況について

区では、令和4年10月より、一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料を助成する事業を開始しているところである。

この事業の実施状況について報告する。

1 制度概要

(1) 対象

中野区に住所を有する、①または②のいずれかに該当する保護者

- ① 日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の仕事、病気、学校行事、自己実現等）により一時的に保育が必要となる時
- ② 子育ての不安があり、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする時（保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育）

(2) 対象児童

0歳～満6歳に達する年度の末日までの児童

（認可保育所等・認定こども園・幼稚園・認証保育所に在籍している場合等は対象外）

(3) 助成の内容

① 上限時間（令和5年度）

児童1人につき年度当たり144時間（多胎児の場合は児童1人につき288時間）

② 上限金額

| | | |
|-------------|-----|--------|
| ア 7時 ～ 22時 | 1時間 | 2,500円 |
| イ 22時 ～ 翌7時 | 1時間 | 3,500円 |

(4) 助成対象

保育に要した費用

※ 入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等は対象外

(5) 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者

2 助成の実施状況（速報）

- (1) 令和4年10～12月利用分 約 900時間
- (2) 令和5年 1～ 3月利用分 約 2,300時間

※ 令和5年度当初予算における見込み時間数 約 1,625時間